

現代カナダにおける家族変動の諸相

—人口統計学のデータを中心に—

村井忠政

本稿の目的は、現代カナダ社会における婚姻と家族のパターンに見られる変動の諸相を人口統計学のデータに依拠しつつ明らかにするとともに、それらの変動を引き起こした社会経済的諸要因を究明し、その問題点を考察することにある。

まず婚姻パターンについてみると、近年における最も注目すべき現象は離婚率の急激な増加であろう。1968年と1985年の2度にわたる離婚法の改正に伴い、それ以前にはアメリカを初めとする先進諸国のなかでは相対的に低かったカナダの離婚率が急上昇を遂げたのである。また法的婚姻の形をとらない事実婚（同棲）が次第にその比率を増やしつつあることも注目される現象である。

次に家族形態についてみると、過去30年間における大きな変化は妻たちがますます家庭の外で働くようになり、その結果これまで近代家族の典型であった性別役割分業（夫だけが家計を支え妻は家庭内で家事と育児に専念する）に基づく伝統的核家族はもはや少数派になり、現在では夫婦共働き家族が支配的になっている。

この他に離婚の増加により単親家族・再構成家族などの新しい家族形態の増加が見られ、現代カナダの家族形態はますます多様化・複雑化する傾向にある。本稿では、現代カナダの婚姻と家族に生じつつあるこれらの多様な変化について考察した後、これらの急激な変化が引き起こしつつある諸問題についても出来る限り言及する。

Ⅰ 離婚法の改正と離婚の増大

周知のように、近年欧米先進諸国に共通の現象として離婚の増加傾向が見られるが、カナダも無論その例外ではない。ただし、アメリカ合州国と同じく北米大陸にありながら、1960年代までのカナダは、西側世界の中では離婚率が相対的に低い方に属していた。だが、1968年に離婚法が改正されることによって、カナダの離婚は急激な増加を示す。1968年には11,343件に過ぎなかった離婚件数が、離婚法改正の翌年の1969年には26,079件に激増している。普通離婚率（人口10万人あたりの離婚件数）で見ても1968年の54.7から1969年の137と2倍強の増加を遂げている¹⁾。60年代初期から離婚率は徐々に増加傾向を見せていたが、1968年の改正離婚法によって、離婚許可理由が拡大され、新たに「破綻主義」が導入されることによって、このような急激な離婚率の増加がもたらされたのである。

カナダにおける離婚法の変遷

カナダの離婚法の歴史を見ると、そこには離婚の法的根拠 (legal grounds) の変遷が反映されていることがわかる。1968年以前には、離婚の根拠は主として婚姻上の過失ないし非行 (すなわち姦通) であったが、1968年には婚姻の破綻 (marriage breakdown) がつけ加えられたのである。かくして、1968年の離婚法改正によって、離婚の根拠はそれまでの有責原理 (fault principle) から非有責原理 (no-fault principle) へ一歩近づいたといえる。

カナダにおいては離婚にかかわる立法は、州政府の管轄下にはなく、連邦政府の権限に属している。したがって、アメリカ合州国とは異なり、カナダでは離婚に関する法的基準は全国的に統一されており、その起源は1857年の婚姻訴訟法 (Matrimonial Causes Act) に発する。またカナダにおける離婚を検討する際に念頭に置くべきもう一つの特異性は、英国系カナダにおいては英国国教会 (Anglican Church) の影響力が強大であり、他方ケベックのようなフランス系カナダにおいては、ローマ・カトリック教会の権威が圧倒的であったという事実である。

このような保守的色彩の強い二つの宗派が近年にいたるまで強大な発言権を持っていたために、カナダにおいては連邦結成後はほぼ1世紀ものあいだ硬直した離婚法が保持されてきたのである。たとえば、離婚にたいする規制が緩和される以前は、離婚が認められるのは肉体的虐待ないし姦通という過失が犯された場合にのみ限られていたのである。またケベック州では1968年まで、裁判所は離婚訴訟を取り上げることさえなかった。⁽²⁾

したがって、1968年以前はカナダの法的な離婚件数は比較的少なかったが、それはカナダにおける婚姻が安定していたということを必ずしも意味していない。複雑な訴訟手続き、裁判に要する費用や時間、精神的・肉体的エネルギーの消耗などを考えると、多くの者はあえて離婚のための法的手続きに訴えるよりは、「空の貝」 (empty shell) と呼ばれる空虚な形だけの結婚生活に甘んじる道を選択したのである。

カナダの離婚法にたいするカトリック教会の影響力が凋落の兆しを見せ始めるに伴って、離婚にたいするリベラルな見方や態度が現れてきた。他面、カナダ社会は過去数十年のあいだに大きな社会的・文化的変動を経験してきたが、このような現実に法制度が適応できず、時代遅れの性格を帯びるにいたった。このため、法定者にたいするかなり強い社会的圧力がかかっていたことは否定できい。カナダ以外の西側先進諸国はすでに離婚に関してよりリベラルな見解を採用しており、この点でカナダは少なくとも10年は遅れていたといえる。この意味で、ただちに離婚法の改正に着手すべきであるとの世論が支配的になってきたのも当然のなりゆきであった。

1968年の改正離婚法

1968年、改正離婚法は最高裁判所を通じて統一的にカナダ全州に適用されることになった。改正離婚法は、離婚を申請するために必要な法的根拠を2つのカテゴリーに分類している。すなわち、婚姻上の過失 (marital offences) と婚姻の破綻 (marriage breakdown) である。婚姻上の過失には姦通と肉体的・精神的虐待が含まれ、婚姻の破綻にはアルコール中毒、別居、遺棄が含ま

れる。婚姻の破綻という新たな原理が導入されたのは、和解不可能なまでに婚姻が事実上破綻している場合に、いたずらに個人を非難したり罪悪感を抱かせることをやめ、彼（彼女）が社会的にも心理的にもうまく離婚という人生の危機を乗り切れるようにすることにそのねらいがあった。その夫婦が3年以上別居していることが法廷で立証された場合に、はじめて別居は離婚の法的根拠となる。また遺棄については、5年以上の期間が必要とされた。⁽³⁾

1968年の離婚法の改正はたしかに重要な意義を持っていたが、カナダ以外の西側先進諸国の変化に較べると、カナダの改革はいまだ限られたものであった。その結果、様々な団体からより徹底した離婚法の改正を要求する動きが出てきた。その中でもとりわけ重要な働きをしたのが「カナダ法改正委員会」(The Law Reform Commission of Canada)である。同委員会は学識経験者としてハーロウ(H. R. Hahlo)教授に離婚に関する調査研究を委託し、その成果を1975年に『離婚に関する研究』(*Studies on Divorce*)として刊行した。この報告書において1968年の離婚法にたいする批判的検討がなされ、その改正のための提言が盛り込まれた⁽⁴⁾。これに続いて1976年には同委員会より『家族法に関する報告書』(*Report on Family Law*)が公表され、離婚法改正のための17項目におよぶ勧告がなされた。⁽⁵⁾

1985年の新離婚法

1985年5月、離婚法の改正案が法案C-47号で「離婚および付随的救済ならびに関連する強制立法に関する法律」(An Act respecting Divorce and Corollary Relief and related Enforcement Legislation)として連邦議会に提出され、1986年6月1日より「離婚および付随的救済に関する法律」(An Act respecting Divorce and Corollary Relief)と「家族命令および合意強制援助法」(Family Orders and Agreement Enforcement Assistant Act)に分けて施行されるに至った。

新離婚法は1968年の離婚法のいくつかの特徴を引き継いでいる。たとえば、姦通および肉体的・精神的虐待などの婚姻上の有責原理が依然として残されている。しかしながら、この新離婚法の大きな特色の一つは、1968年の離婚法では15におよぶ離婚根拠があげられていたが、それが「1年以上の別居」で置き換えられた点にある。1968年の離婚法では利用できる離婚理由が15もあげられていたが、事実上カナダ人のほとんどは次の3つの離婚理由にたよっていた。すなわち「(精神的・肉体的)虐待」「姦通」「3年以上の別居」である。残りの12の離婚理由はほとんど無視されていたのである。そこで、新しい離婚法では「婚姻の破綻」を唯一の離婚理由として採用したのである。これにより、離婚は婚姻破綻の事実を反映するものであるべきで、婚姻に関する過失の程度によって処罰を決めるべきではないとする非有責原理に基づいた離婚が現実のものとなったのである。

この結果、伝統的な離婚法に見られた3つの要素が、新しい離婚法においては根本的に変更されることになった。⁽⁶⁾

第1に、伝統的な離婚法では、配偶者の一方が婚姻上の過失ないし非行を犯していることを立証しなければならなかったが、新離婚法では離婚申請者はそれ以外の離婚の根拠を選ぶことがで

きる。例えば、原告が1年間の別居を受け入れれば、彼（彼女）は配偶者の婚姻上の過失（たとえば姦通、虐待、遺棄など）を立証する必要はない。「和解不可能な不和」という考え方は、もはや新離婚法では問題にならない。新離婚法では離婚訴訟の法的手続きは、相手側を道徳的に非難・攻撃する敵対的なものではなく、より中立的な性格のものとなっている。ここには、離婚訴訟につきものの夫婦間の紛争・対立・葛藤を可能な限り軽減しようとするねらいが見られる。

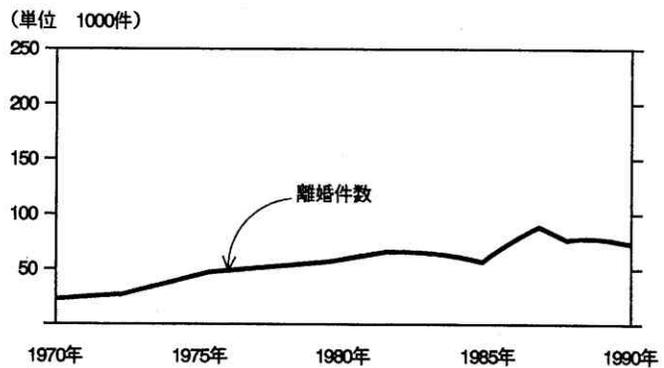
第2に、離婚の金銭的な側面（財産分与・慰謝料・養育費）は、新離婚法では理想的には公平、平等、経済的必要などにもっぱら基礎を置くことになった。旧離婚法では当事者の一方の過失の程度に応じて金銭的な解決が下されたのである。またジェンダーによる性別役割分業という伝統的な規範（すなわち夫は離婚後も生涯にわたって妻子の扶養を続けなければならない）は時代遅れになりつつある。さらに、新離婚法では、子供の養育義務は夫婦の両方にあることはいうまでもない。

第3に、非有責離婚（no-fault divorce）は、少なくとも原理的には男女の平等を確立したといえることができる。夫はもはや家長とはみなされないし、妻のみが子供の世話をするとはい限らない。妻も自分自身で生計をはかる責任があるし、多くの州では財産は夫と妻の間で平等に分割される。要するに、1985年の新離婚法は非有責離婚へ向かって大きく近づいたといえることができる。

II 統計に現れた離婚の動向

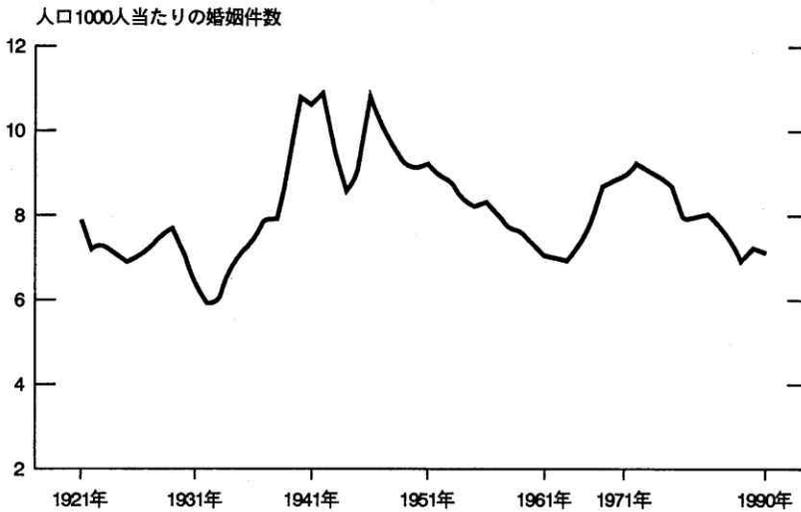
離婚率の推移

上に述べたように、1950年代から1960年代にかけてカナダにおける離婚率は西側先進諸国のあいだでは比較的低い方に属していた。しかしながら、1968年における離婚法の改正以後、離婚件数が急激に増大する。この傾向は1970年代を通じて変わることなく続くが、1982年にいたってピークに達し、その後はやや下降に転じた。その後、1985年に新たな離婚法が制定されると、翌年の1986年から1988年まで離婚件数は再び劇的な上昇傾向を示した。しかしながら1990年代前半では大きな変化が見られず安定している（図1を参照）。



Source: Statistics Canada

図1 離婚件数の推移



Prepared by the Centre for International Statistics

図2 婚姻率の推移

このような1970年代から1980年代にかけての急激な離婚件数の上昇は、多くの人々の注目をひくことになったが、他の先進工業国の離婚率と比較すると、カナダのそれはむしろ低い。たとえば、西側諸国のなかではアメリカ合州国が最も高く、カナダ、スウェーデン、オーストラリアなどは相対的に低いといえる。⁽¹⁾

離婚率の増加に歯止めがかかった原因を社会学的に説明するのはきわめて難しいが、いくつかの要因を仮説的に提示することはできる。すなわち後に見るように初婚年齢の上昇（晩婚化傾向）、単身世帯・未婚世帯の増加、法的婚姻の形態をとらない事実婚（同棲）の増加などの諸要因が婚姻率の低下を招き（図2参照）、それが離婚率の低下につながったと一応は説明することができるだろう。

表1 州別離婚率

| | 1971年 | | 1976年 | | 1981年 | | 1985年 | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | 普通 ⁽¹⁾ | 特殊 ⁽²⁾ | 普通 | 特殊 | 普通 | 特殊 | 普通 | 特殊 |
| Newfoundland | 28.7 | 145.1 | 76.0 | 355.7 | 100.2 | 447.2 | 96.6 | 430.9 |
| P.E.I. | 54.7 | 265.2 | 98.1 | 442.7 | 152.6 | 660.3 | 167.6 | 722.0 |
| Nova Scotia | 91.6 | 418.8 | 211.6 | 920.7 | 269.6 | 1,132.7 | 265.4 | 1,122.5 |
| New Brunswick | 76.1 | 359.5 | 138.5 | 605.6 | 191.6 | 805.8 | 189.1 | 809.1 |
| Quebec | 86.3 | 400.5 | 243.6 | 1,040.8 | 298.1 | 1,237.1 | 240.3 | 1,035.1 |
| Ontario | 158.5 | 669.2 | 224.9 | 914.4 | 251.4 | 995.5 | 230.0 | 909.7 |
| Manitoba | 140.1 | 611.7 | 190.0 | 799.4 | 233.8 | 959.4 | 216.3 | 897.6 |
| Saskatchewan | 88.1 | 391.5 | 131.0 | 554.4 | 199.5 | 821.7 | 189.0 | 784.0 |
| Alberta | 224.6 | 993.5 | 309.9 | 1,317.2 | 376.2 | 1,555.7 | 344.9 | 1,431.4 |
| B.C. | 225.6 | 948.7 | 333.7 | 1,346.9 | 347.4 | 1,361.6 | 288.0 | 1,134.4 |
| Yukon/N.W.T. | 332.5 | 711.1 | 194.1 | 976.6 | 204.7 | 984.0 | 228.0 | 1,120.0 |

Source: Statistics Canada, *Marriages and Divorces, Vital Statistics, 1975-1985*, Ottawa.

(1) 人口10万人当たりの離婚件数

(2) 15歳以上の既婚女性10万人当たりの離婚件数

離婚率の地域別特性

カナダの離婚について語る時に念頭に置かなければならないことは、国土面積がきわめて広大なため、一口にカナダといっても地域によって大きな特性の違いが存在するという事実である。離婚率は一般的に経済的な豊かさや都市化の程度と強い相関が見られるから、大西洋沿岸の諸州 (Atlantic Provinces) のように経済的な発展から取り残された地域や、大都市が存在しない人口密度の低い地域では、他の地域に比べ離婚率は低くなる傾向が見られるし、その反対に、アルバータ州 (Alberta) やブリティッシュ・コロンビア州 (British Columbia) のような西部カナダの経済的に繁栄している地域では一貫して高い離婚率を示すことになる。

表1から明らかなように、カナダの離婚率の地域別特性には3つのパターンが存在するといえる。第1に、ノヴァ・スコシア (Nova Scotia) を除いて、大西洋沿岸諸州は他の地域に比べて相対的に離婚率が低い。第2に、オンタリオ (Ontario)、マニトバ (Manitoba)、サスカチュワン (Saskatchewan) の3州は、離婚率に関しては中間的な位置を保っている。とりわけオンタリオ州はほぼ全国平均に近い離婚率を示している。第3に、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの2州は、他の諸州に比して一貫して高い離婚率を示している。ケベック州 (Quebec) は、カトリック教会の影響のゆえに1960年代までは離婚率が低く抑えられていたが、60年代にケベックで始まったいわゆる「静かな革命」(Quiet Revolution) の影響が人々の意識に浸透していった70年代にはいり、カトリック教会の影響力の凋落に比例するようにして離婚率が上昇してきている。またユーコン準州 (Yukon Territory) と北西準州 (Northwest Territories) は、1970年代は相対的に高い離婚率を示していたが、80年代後半にはいってから横ばい状態になっている。⁶⁾

離婚理由の内訳

1985年に離婚法が改正され、非有責原理に基づく離婚が実現し、婚姻の破綻(「1年以上の別居」)が離婚理由となるまでは、離婚の法的根拠として主に次の3つが選ばれていた。すなわち、「姦通」「(精神的・肉体的)虐待」「3年以上の別居」である。ただし、この種のデータを解釈する際に用心しなければならないことがある。それは、裁判所に離婚の申請をする際に配偶者が申し立てた理由が、必ずしも離婚の本当の理由とは限らないという点である。たとえば、婚姻を直ちに解消したいと願う夫婦は、「姦通」を離婚の理由にすることができるからである。このような訴えの事実を立証するためには、配偶者の一方が性的ないし肉体的関係を持ったとされる関係者の証言が必要である。そのような婚外交渉を持つに至ったこと自体が、法的に結婚した両配偶者の間に距離ができたことの証明なのである。同じく、「別居」は夫婦間の関係が悪化したことの証明であるが、有責原理を利用したくないために、婚姻を裁判で法的に解消するかわりに、3年間の別居期間が経過するのを待つことに決めたのかもしれないのだ。

さらに、離婚申請をしたカナダ人のおよそ3分の2が、「婚姻にかかわる過失」(marital offences)を離婚の理由に選んでいる。しかしながら、このことは必ずしもこれらの人々が離婚理由として過失を選ぶことを好んだということを意味しない。このカテゴリーに入れられている

人々の多くは、3年間も待たされるのがいやだっただけなのかもしれない。このことは、1985年の新離婚法の実施に伴い、別居期間が3年から1年に短縮されたことによって、離婚理由として「過失」よりは「別居」を選ぶ人々が増えたという事実によっても裏づけられる。

以上われわれは、1970年代以降のカナダにおける離婚の増加傾向についてみてきた。そこで明らかになったことは、このような婚姻のパターンにおける根本的変化には社会経済的諸要因が大きく作用しているという事実である。それらの変化を引き起こした要因は、次の2つのグループに大別できる。

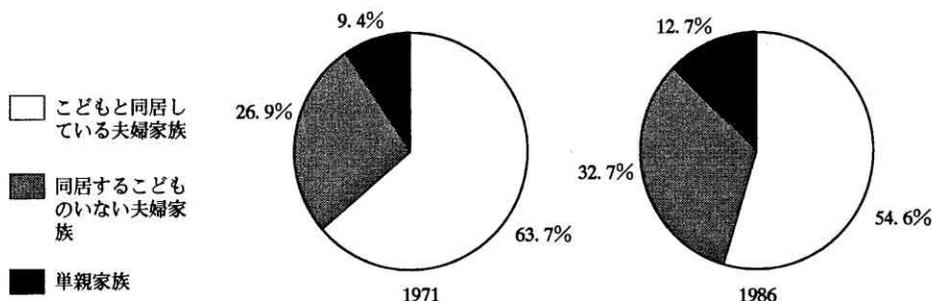
第1のグループはカナダ社会に特異的な性格のものであり、上述したような地域別特性のほか民族的多様性や階級構成などに起因するものである。とりわけカナダのような多民族・多文化社会にあっては民族やエスニシティのもつ意味は極めて重いものがある。

第2のグループは先進工業国に共通に見られる普遍的な性格のものであり、工業化・都市化の進展、マス・コミュニケーションの発達、大衆消費経済の普及など近代化に付随する諸現象に起因するものである。

現代カナダの婚姻のパターンは、これらさまざまな社会経済的諸力からの影響を受け、まさにドラマティックな変動過程のただなかにあるわけだが、長期的視野に立てば、近代化の持つ均質化作用によってカナダ社会の特異性は今後次第に薄れていくものと予想される。

Ⅲ 家族形態の変動

次に現代カナダ社会における家族形態の変動について、その諸側面を主としてカナダ統計局(Statistics Canada)の統計データに依拠しつつ明らかにしよう。ただし紙幅の関係で、ここでは大まかなスケッチにとどめることをあらかじめお断りしておきたい。



Source: Statistics Canada, 1971 and 1986 censuses of Canada.

図3 家族構造の変化

単親家族の増加

カナダにおいて家族形態の多様化が叫ばれて久しいが、伝統的な家族の典型としての核家族（夫婦と未婚の子供からなる）は今日でも依然として多数を占めていることに変わりはない。とはいえ、1970年代以降、次第にその割合は減少に向かっている。すなわち、1971年には子供のいる夫婦家族は全家族の63.7%を占めていたが、1986年には54.6%に減少している。子供のいない夫婦家族の割合は同じ期間に6%増えて、全家族のおよそ3分の1を占めるに至っている。（図3参照）⁽⁹⁾

また1971年には全家族の9.4%にすぎなかった単親家族（single-parent families）が、1986年には13%を占め、1991年には子供のいる全家族のうち単親家族が20%をかぞえるまでになっていることは注目される。また単親家族の8割は母子家庭であるが、1981年以降は父子家庭の割合が増える傾向にある。⁽¹⁰⁾

このような単親家族の増加傾向は、離婚の増加や女性の社会進出と強い相関が見られる。単親になる原因としては、かつては圧倒的に配偶者との死別によるものが多数を占めていたが、近年では離婚、別居によるものが多く、配偶者との死別、未婚がそれに次いでいる。ちなみに、1991年の段階で単親家族の形成原因を見ると、女性世帯主の単親家族では離婚が32.5%、別居が24.6%、配偶者との死別が23.4%、未婚が19.5%であった。これに対して男性世帯主の単親家族では、別居が37.6%、離婚が33.6%、配偶者との死別が20.6%、未婚が8.3%であった。⁽¹¹⁾

単親家族の貧困問題

単親家族は今後も減少することがないと予想されるため、近年カナダの家族社会学者たちのあいだでは単親家族が抱えているさまざまな問題についての研究が盛んになっている。単親家族が抱える問題の中では、なによりもまず経済的な問題が最も深刻である。「貧困の女性化」と呼ばれるように、女性世帯全般が貧困問題を抱えているが、なかでもシングル・マザー（single mother）と呼ばれる女性世帯主の単親家族には貧困問題が集約的に現れている。

単親家族と両親家族との重要な違いは収入にあるという指摘を多くの研究者がしている。デーヴィッツ（Leo Davids）によれば、シングル・マザーの場合、その平均的所得は両親家族の半分にも満たない。シングル・ファーザー（single father）の場合は、その平均的所得はこれら両者の中間に位置している。⁽¹²⁾

アンバート（Anne-Marie Ambert）によれば、単親としては概して父親たちの方がうまくやっているという。シングル・ファーザーたちは経済的には比較的めぐまれ、地域社会からの支援も受けており、彼らが親として一生懸命努力していることが認められる。このような父親の前向きな姿勢や周囲の好意的な態度は子供に良い影響を及ぼしているという。これに反してシングル・マザーの場合は、経済的にめぐまれないことが多く、地域社会からは離婚したが故に烙印（スティグマ）を押され、自分自身にも自信が持てず、単親として一生懸命努力してもややもすると当然のことと見なされてしまう。このように母親が悪戦苦闘し緊張状態にあることが、結果とし

て子供に悪い影響を与えているという。⁽¹³⁾

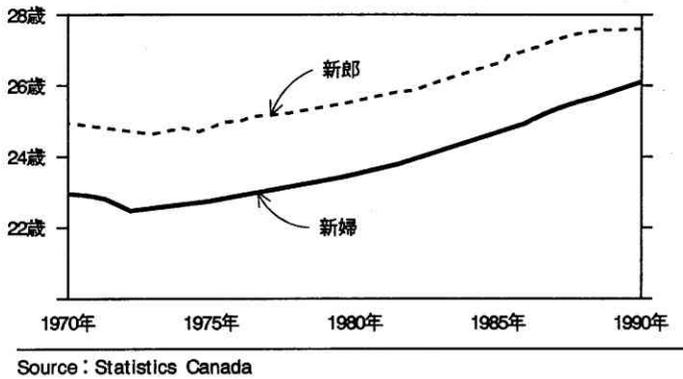


図4 平均初婚年齢の推移

晩婚化傾向の増大

過去20年間に婚姻に関して起きた変化の一つに晩婚化傾向があるが、それを具体的な統計データで見てみよう。平均初婚年齢で見ると、1971年には新郎が24.9歳、新婦が22.6歳であった。それが1986年の時点では、新郎が27歳、新婦は24.8歳になっている。すなわち男女ともそれぞれおよそ2歳晩婚になっていることがわかる（図4参照）。

このような晩婚化傾向の必然的な帰結として第1子出産年齢が高くなっている。第1子出産時の母親の年齢は、1971年に22.8歳であったのに対し、1986年には25.5歳であった。⁽¹⁴⁾

それでは現代のカナダ人はどのような原因で晩婚になっているのだろうか。経験的研究データがないので、仮説的にいくつかの要因をあげることにする。最初に、周知のようにカナダ経済は長いあいだ高い失業率——とりわけ若年層において——に悩まされており、就学年限が長引いていることがあげられる。次に、後に取り上げるように、カナダでは過去20年間に女性の職場進出が一貫して増え続けており、女性のキャリア志向の高まりが結婚の決断を遅らせる方向に作用しているものと推測される。最後に、多くのカナダ人にとって結婚の法的手続きはきわめてわずらわしいものとなっており、その結果彼らは性的・情緒的欲求を満たすために結婚よりもっと手軽な関係を選ぶことになるし、より恒常的な関係を求める者は同棲という手段をとるであろう。

出生率の低下と少子化傾向

婚姻率の低下、晩婚化傾向の増大、第1子出産年齢の上昇といった一連の趨勢の帰結として出生率の低下が考えられる。第2次大戦後のカナダの出生率を見ると、1959年にピークが来て、その後急激に落ち込み、80年代～90年代には横ばいになっている。カナダでは1945年から1960年にかけて戦後のベビー・ブームが訪れ（この時期に生まれた者たちは「ビッグ・ジェネレーション」と名付けられている）、そのあと急激な出生率の低下——これをカナダでは「ベビー・バスト」(baby bust)と呼んでいる——を経験している。この結果、カナダの女性は一世代前に較べると子供の数が減る傾向にあり、いわゆる少子化が進んだ（図5参照）。

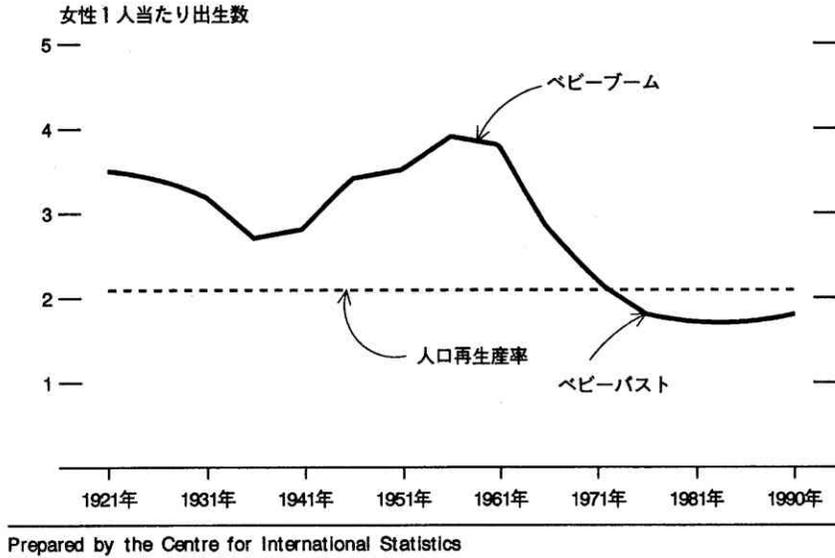


図5 出生率の推移

他方、わが国と同様にカナダでも70年代と80年代に人口の高齢化が急激に進み高齢化社会となっている(図6参照)。いうまでもなく医療、社会福祉、政府財政などに与える影響を考えると、これはカナダの将来にとってきわめて深刻であり、行政当局や政策立案者にとって頭の痛い問題である。⁽¹⁵⁾

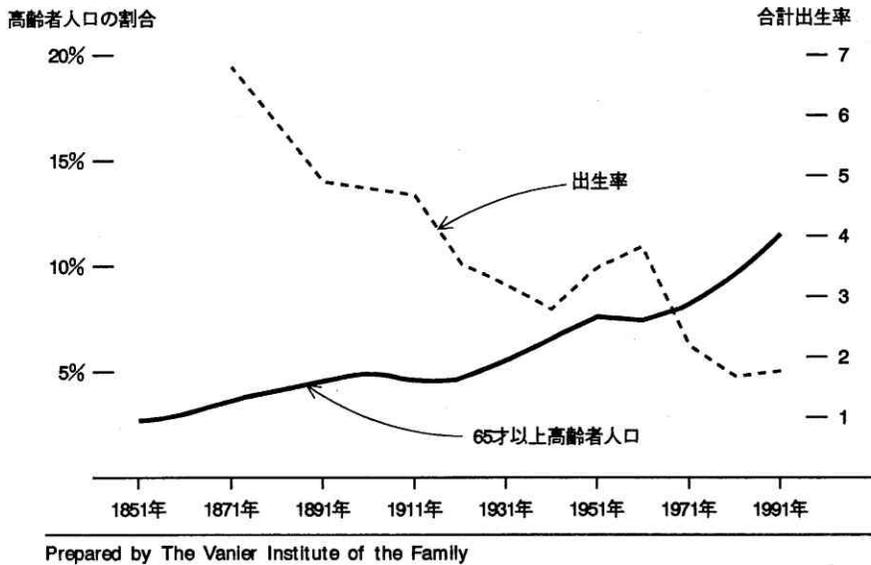


図6 出生率と高齢者人口の推移

事実婚の増大

近年カナダでは法律婚に替わる結婚形態として同棲 (cohabitation) ないし事実婚 (common-law unions) の増大が注目を引いており、研究者のあいだで盛んに議論がなされているが、統計データの示すところによれば法律婚が依然として支配的であることには変わりがない。1986年の時点で見ると、法律婚540万件に対して、事実婚は50万件に満たない。しかしながら、1981年から1986年にかけての増加率で見ると、法律婚を事実婚がはるかに上回っているという事実は注目に値する。1986年の時点では12組に1組のカップルが事実婚の形態をとっている。⁽¹⁶⁾

表2 州別に見た事実婚の件数と比率

| | 1981年 | 1986年 | 1991年 | 1991年における事実婚の州別比率 |
|-----------------------|---------|-------|---------|-------------------|
| | 単位1000人 | | | % |
| Canada | 713.2 | 973.9 | 1,451.9 | 100.0 |
| Newfoundland | 5.6 | 10.1 | 19.9 | 1.4 |
| Prince Edward Island | 1.6 | 2.6 | 4.1 | 0.3 |
| Nova Scotia | 18.4 | 26.4 | 40.3 | 2.8 |
| New Brunswick | 12.7 | 19.2 | 31.8 | 2.2 |
| Quebec | 241.8 | 377.3 | 613.8 | 42.3 |
| Ontario | 203.7 | 269.4 | 364.3 | 25.1 |
| Manitoba | 23.8 | 30.6 | 42.6 | 2.9 |
| Saskatchewan | 19.3 | 27.5 | 35.5 | 2.4 |
| Alberta | 80.5 | 90.3 | 119.9 | 8.3 |
| British Columbia | 102.1 | 115.3 | 171.3 | 11.8 |
| Yukon Territory | 1.7 | 2.0 | 2.8 | 0.2 |
| Northwest Territories | 2.1 | 3.2 | 5.7 | 0.4 |

Source: Statistics Canada, Demography Division.

カナダの地域別特性は事実婚についても顕著な形で現れている。1986年の統計によると事実婚の割合が最も大きいのはユーコン準州 (Yukon Territory) の20%で、北西準州 (Northwest Territories) の17%がそれに次ぎ、ニューファンドランド (Newfoundland) やプリンス・エドワード島 (Prince Edward Island) のような大西洋沿岸諸州では5%以下にとどまっている。そのなかでわれわれの目を引くのはケベック州 (Quebec) である。1986年の時点でケベック州の全カップルの13%が事実婚であるという数字は驚くべき高さである。ケベック州における事実婚の割合がこのように高いということは、フランス系カナダの伝統的な婚姻や家族のパターンが急激に揺らぎつつあることの現われに他ならない⁽¹⁷⁾。最近の統計数字によってみても、ケベック州の事実婚の比率は急激に増加に向かっていることがわかる (表2参照)。

家族研究者のあいだでも事実婚 (同棲) をどのように位置づけるかについては見解の分かれるところである。それはかつてのデートから婚約へいたる一連の伝統的な求婚行動 (courtship) の

プロセスにとって替わるもの——すなわち、最終的には法律婚へ至る暫定的な準備期間——なのか、それとも法律婚そのものにとって替わる新しい婚姻の形態として積極的に位置づけられるべきものなのか。

1970年代においてすでに同棲は中産階級出身の大学生のあいだでは珍しくない現象だったが、それが1980年代に入ってより一般化したのは、いかなる原因によるのだろうか。欧米諸国でも同棲に法律婚にない利点を見出し、ライフスタイルの一つとして積極的に選択する人々が増えてきている。ヨーロッパ諸国のなかでもとりわけ事実婚の割合の高いスウェーデンでは、1985年の国勢調査によると、事実婚を選んでいる者の割合は男性のばあい、20～24歳で61%、25～29歳で37%、女性のばあい、20～24歳で48%、25～29歳で22%を占めている。⁽¹⁸⁾

この他、西ドイツ、フランス、アメリカ合衆国においてもスウェーデンほどの高い比率ではないが、着実に事実婚が増える傾向を示している。これにはいくつかの要因が考えられるが、なによりも大きい要因としては、結婚や家族に対する価値観や態度の変化があげられるであろう。⁽¹⁹⁾

このような価値観の変化を反映して、近年、オンタリオ (Ontario)、マニトバ (Manitoba)、ニュー・ブルンズウィック (New Brunswick) など、カナダのいくつかの州では同棲カップルの権利を法的に保護するための法律が議会を通過している。

このほかに考えられる要因としては、性規範の変化、避妊方法の普及、仲間による支援、親の権威の失墜などがあげられる。いずれにせよ、若者たちのあいだではもはや同棲は社会的ステータスとなっていないことは確かである。

女性の職場進出の拡大

1960年から1982年にかけてギャラップ社によって実施された5回の世論調査を分析した結果、ボイド (Monica Boyd) は「ますます多くのカナダ人たちが女性は結婚してからも家庭の外に仕事を持つべきであると考えようになってきている」と述べている。⁽²⁰⁾

1970年代以降、カナダの家族に見られた伝統的な性別役割分業は大きく変わろうとしている。すなわち、ますます多くの女性たちが職場に進出しつつあることが、統計数字の上に明確に現れている。この変化がカナダの社会や家族にとってどのような意味を持つかについて、これまで多くの研究が積み重ねられてきている。

1977年には、妻ないし女性世帯主 (シングル・マザー) の55.6%が不就業であったが、1986年には43.9%に減少している。他方、同時期の男性の不就業率は、21.7%から23.3%に増えている。また、女性の労働参加は、1977年の40.5%から1986年の50.7%に上昇している。一方、同時期に男性の労働参加は72.9%から69.5%に減少している。⁽²¹⁾

このように、女性の職場進出は着実に拡大に向かっているが、就学前の幼児のいる女性の職場への進出率は低く、成長した子供のいる女性と較べると失業率も高くなる。

既婚者の失業率を男女比で見ると、やはり女性の失業率は男性のそれより一貫して高いことが明らかである。既婚女性が仕事を中断する理由として上げるなかで最も多いのが「妊娠ないし育

児」である。

女性の職場進出はたんに自分の職業的欲求を満足させるためだけでなく、家族の収入を支えるためでもあることに注目することが必要である。既婚女性の所得は夫婦の所得合計の30%を占めており、もし妻の所得がなかったら、今日のカナダの家族のかなりの部分が貧困線を下回ってしまふという厳しい現実と直面している。

多くの共働き女性たちが直面している困難は、家庭と職場のあいだでいかにバランスをとるかという問題である。家事の面でいうと、今日のカナダにおける支援システムは十分なものとはいえない。たとえば家事の負担が夫よりも妻により多くかかる結果、妻の側は肉体的・心理的ストレスに悩まされている。

今日のカナダの共働き夫婦が直面しているもう一つのジレンマは、育児の問題である。女性の職場進出が拡大し、共働き夫婦が急激に増えている現実があるにもかかわらず、質の良いデイケアの数はまだきわめて限られている。このため、就学前の幼児を抱える共働き夫婦は経済的にも心理的にも追いつめられている。⁽²²⁾

繰り返される離婚と再婚

上述したように、カナダでは1970年代から1980年代にかけて離婚率が急激に上昇した。その結果、1967年の時点では、全てのカップルのうち、いずれか一方あるいは両方に離婚の経験がある者は12.3%にすぎなかったが、1985年の時点では、その数字は28.7%に跳ね上がっている。また離婚率の上昇に比例して再婚率も上昇していることが統計数字の上に明確に現れている。1971年の時点で10%に満たなかった再婚率（全婚姻数に再婚数が占める割合）が、1985年の時点では20%に近い数値を示している。このように、1985年の時点のカナダでは離婚した者の5人に1人が再婚している。⁽²³⁾

離婚と同じく再婚も今では社会的に受け入れられており、一生のうちに離婚と再婚を何度も繰り返す「系列単婚」(serial monogamy)も今では珍しくない。これらの離婚者のあいだには、求婚行動にいくつかの顕著なパターンが見られる。

一般的には男性の方が再婚する確率が女性よりも高く、男女ともに離婚した年齢が低ければ低いほど再婚の確率は高い。若くて子供のいない離婚女性は、年配の子供のいる女性よりも、再婚市場でより好ましい結婚相手と見なされるために再婚率が高い（これが、女性の単親家族の数が増える要因のひとつになっていると思われる）。また再婚した離婚経験者のうちの50%以上が、離婚経験者と結婚している。

離婚の経験は結婚生活の安定に寄与するのだろうか、それともそれはマイナスに作用するのだろうか。再婚者は最初の夫婦関係で学んだ教訓のゆえに、その結婚は安定したものになると主張する人々がいるが、再婚者のうち50%弱が離婚しており、この数字は全既婚者の離婚率より高い。しかしながら、以下に見るような理由から、これら2つのグループを単純に比較することにはあまり意味がないといわなければならない。

ピーターズ (John F. Peters) は再婚者のあいだで離婚率が高くなる理由として、つぎの3つの要因をあげている。⁽²⁴⁾

第1に、再婚の場合には夫婦の一方 (あるいは両方) に以前の結婚でできた子供がいるということがしばしばあり、したがって最初から再婚にはハンディがあり、この点で初婚の場合と大きく事情を異にする。全ての再婚夫婦のおよそ半数に子供がおり、その子供たちの一人一人が異なった歴史とパーソナリティをもっている。再婚によって新しく家族を再構築するためには、両親の離婚によって傷ついた子供の心を癒すことも必要であろう。新しい継親 (step-parent) や義理の兄弟 (姉妹) ができたために、家族関係を再定義したり、再調整したりすることが必要になり、それは子供にとってかなりのストレスになる。調査結果の示すところでは、以前の結婚による子供 (いわゆる連れ子) がいる場合と、再婚によってはじめて子供が生まれた場合とでは、前者の方が離婚の可能性が大きい。

第2に、再婚の場合に離婚率が高くなるのは、個人的な要因がそこに働いているためである。再婚夫婦の場合、彼らの最初の結婚で生じた問題を未解決のままひきずっていることが多い。それというのも、再婚の場合は初婚の時と較べて求婚期間が短いのが通常であり、唐突に再婚に踏み切ってしまうことがあるからだ。カナダ社会にあっても離婚者であることは依然として不安定感がつきまとうために、人々を再婚へと駆り立てる圧力がかかっているようだ。

第3に、当然のことながら、再婚者の場合はすでに離婚を経験済みである。つまり彼らは離婚したことで社会的スティグマを押され、周囲の非難にさらされ、うんざりするほど面倒な離婚をめぐる法的手続きを経ており、両親、親戚、友人たちの反応といったものをすでに経験しているので、もう一度離婚することにそれほど尻込みしないのかもしれない。

再構成家族がかかえる複雑な問題

再婚によって再構成された家族は再構成家族 (reconstituted family, reconstructed family, reschuffled family) ないし混合家族 (blended family) と呼ばれる。この再構成された家族は伝統的な家族形態に見られなかった新たな問題を多くはらんでおり、そこでの親族ネットワークはきわめて複雑なものになる。

再構成家族ないし混合家族のメンバーは、その一人一人が絶えざる調整の努力を強いられる。たとえば親権のない実の親が時々訪れてくる単親家族の場合を考えると、再婚によって新しい継親 (step-parent) ——すなわち血縁関係のない継父 (step-father) ないし継母 (step-mother) ——が加わることで、その家族の行動パターンは新しい関係に変えなければならなくなる。親権のない実の親は、自分の子供たちの注意、愛情、忠誠心、関心、時間といったものをめぐって、継父 (継母) と競争関係にあると感じるかも知れない。

ヴィッシャー (Vischer and Vischer) によれば、継親 (step-parents) たちはややもすればあまりに性急に子供たちの愛情を獲得しようとしたり、自分たちを受け入れてもらおうとしがちである。⁽²⁵⁾

またデュバーマン (L. Duberman) は、実の母親 (生物学的母親) と子供の絆は他のなにものによっても替えがたい親密で強いものであるとする信仰が社会にあるために、継母の役割を演ずることはとりわけ難しいと指摘している。⁽²⁶⁾

上に述べたように、再婚はただたんに新しい夫婦関係や親子関係を創出するだけでなく、新しい兄弟 (姉妹) 関係をも作り出すことになる。そこにはいままでわれわれが思いもつかなかったような複雑な問題が潜んでいる。

カナダにおける再構成家族や混合家族についての研究はまだスタートしたばかりであるが、すでに多くの成果が出始めている。とりわけ、混合家族が子供のパーソナリティ形成に与える影響に関する経験的調査研究が現在盛んになされているので、その一端を紹介しよう。

一般的に言って、混合家族の中で育った子供は、家族の役割や家族関係に対してより個人主義的な見方をする傾向が強く見られ、したがって、家族関係が難しくなると早い時期に家を出て親許を去ってしまう確率が高い。

混合家族が子供に与える影響は、男女によって異なることが明らかにされている。娘 (step-daughter) と両親の関係のほうが、息子 (step-son) と両親の関係よりもより多くの問題をはらんでいると思われる。ヘザリントン (Hetherington) の研究によれば、女の子は継父を自分と母親の間に割り込んできた闖入者と見なす傾向が強いが、男の子の場合は継父の存在からむしろ恩恵を受けていると思うようだ。⁽²⁷⁾

いずれにせよ、混合家族の中における複雑な家族関係に対処するための「制度化された」ガイドラインはいまだきわめて不十分な状態にあるために、混合家族のメンバーは混乱と葛藤のなかで日々家族生活を送ることを余儀なくされている。

結 論

これまでわれわれは、過去30年のあいだにカナダの婚姻と家族のパターンに見られた変動を概観してきたが、ここからつぎのような結論を導くことができる。

第1に、ここでの分析では主としてカナダ統計局 (Statistics Canada) の人口統計学的データが用いられているが、これらのデータによればカナダの婚姻と家族の諸側面に重要な根本的变化が生まれつつあることが明らかである。性別役割分業に基づいた伝統的な核家族はもはや神話になろうとしており、夫婦と子供たちからなる家族も依然として多数を占めてはいるもののその割合は減少に向かっており、他方において子供のいないカップル、単親家族、未婚親家族の占める比率は増加傾向にある。新しいライフスタイルとして事実婚 (common-law union) ないし同棲 (cohabitation) を積極的に選択するカップルも珍しくなくなってきた。このような「私事化」ないし「脱制度化」への趨勢は、カナダに限らず多くの先進諸国に共通する現象である。

このような最近の先進諸国の家族に見られる変化を「集団としての家族」から「ライフスタイルとしての家族」への変化として位置づけることが出来るだろう。そこでは人々は、これまでの

伝統的な家族ならびに家族関係に関する規範に従うというよりは、状況適応的にみずから主体的に行動の選択を行なうようになり、家族を営むという行動があたかも個人が服装や髪型や趣味などについてそれぞれの好みのライフスタイルを選択するときのように、ライフスタイルとして家族を選択するのである。⁽²⁸⁾

1994年にはレスビアンやゲイのカップルからなる同性家族 (same-sex families) に通常の夫婦家族と同等の権利を認める法案167号がオンタリオ州議会に提出され——結果的には否決されたが——大きな論議を呼んだ⁽²⁹⁾。過去の伝統的な家族イデオロギーにとらわれた人々はこのような事態に危機意識を抱き、このままではカナダの家族は解体への途を突き進むのではとの懸念を感じている。にもかかわらず、長期的に見れば今後カナダの婚姻と家族のパターンはますます多様化が進むであろうし、時間はかかるがこのような多様性を人々は新たな社会規範として次第に受け入れる方向に向かうであろう。

第2に、ここでの分析では現代カナダにおける婚姻と家族のパターンにおける変化の側面に焦点を当て、そこから発生してくる複雑で新たな問題の存在を強調してきたために、読者にはカナダにおける家族生活に関してどちらかというネガティブな印象を与える結果になったかも知れない。たしかに、本稿では言及しなかったが、幼児虐待や夫による妻にたいする暴力など、家族内の病理現象も依然跡を断たない⁽³⁰⁾。また単親家族や混合家族が子供たちのパーソナリティに及ぼす影響に関する研究は、今後ますますその重要性を増すものと思われる。しかしながら、ある調査が示しているように、カナダ人の多くは依然として結婚、家族、子供の社会化に大きな価値を認めており、自分たちの家族生活に満足しているというのもまた事実なのである。⁽³¹⁾

第3に、このようにカナダの家族はいま変動の最中にあり、そこから多様な問題が生じつつあるにもかかわらず、行政や政策立案者の認識は依然として過去の伝統的な家族イデオロギーにとらわれており、現実の家族に起こりつつある複雑かつ多様な諸問題に対応した適切な家族政策をとれないという事態が時として生じている。このため家族に対する制度的な支援プログラムはいまだ十分なものとなっていない。家族社会学者をはじめとし、家族研究ならびに家族政策に携わる者たちは、新しい「ライフスタイルとしての家族」にアプローチするために、旧来のパラダイムを転換し、概念枠組を再構築することを迫られている。⁽³²⁾

注

- (1) Statistics Canada, *Marriage and Divorces. Vital Statistics, Vol. II, 1968-1969*. Ministry of Supply and Services Canada: Ottawa.
- (2) John F. Peters, *Divorce*. University of Toronto Press: Toronto, 1979, p. 9.
- (3) John F. Peters, "Divorce and Remarriage." In G. N. Ramu, (ed.), *Marriage and the Family in Canada Today*. Prentice-Hall Canada: Scarborough, Ontario, 1989, pp. 210-211.
- (4) Law Reform Commission of Canada, *Studies on Divorce*. Information Canada: Ottawa, 1975.
- (5) Law Reform Commission of Canada, *Report on Family Law*. Ministry of Supply and Services:

- Ottawa, 1977. わが国におけるカナダ離婚法の研究成果としては、次の文献を参照されたい。村井衡平「(資料) カナダの離婚法——1968年7月2日施行——」『神戸学院法学』(神戸学院大学法学会)第9巻2—3号、1978年10月、pp. 177-192。村井衡平「(資料) カナダの新離婚法——1986年6月1日施行——」『神戸学院法学』(神戸学院大学法学会)第18巻102号、1987年10月、pp. 213-248。村井衡平『カナダ家族法の諸問題』日本図書刊行会、1993年。
- (6) John F. Peters, "Divorce and Remarriage." op. cit., p. 213.
 - (7) 国連の『世界人口年鑑』*Demographic Yearbook* (1993年版)によれば人口1,000人当たりの離婚率で見ると、カナダ(1990年)は2.94で、アメリカ合州国(1993年)の4.60、ロシア(1991年)の4.30に比べてはるかに低く、イギリス、ニュージーランド、オーストラリアなどとほぼ同水準で並んでいる。厚生省人口問題研究所編『人口の動向 日本と世界——人口統計資料集——』厚生統計協会、1996年、p. 104.
 - (8) Statistics Canada, *Marriage and Divorces. Vital Statistics, Vol. II, 1975-1985*. Ministry of Supply and Services Canada: Ottawa.
 - (9) Statistics Canada, *The Family in Canada: Selected Highlights*. Ministry of Supply and Services: Ottawa, 1989, p. 12.
 - (10) Statistics Canada, *Lone-parent Families in Canada*. Ministry of Industry, Science and Technology: Ottawa, 1992. カナダにおける単親家族については次の文献を参照されたい。西村洋子「カナダにおける単親家族」『カナダ研究年報』(日本カナダ学会)第5号、1984年、pp.1-15。村井忠政「現代カナダの家族と離婚」『生活文化研究』(名古屋市立女子短期大学生活文化研究センター)第5集、1994年3月、pp. 3-33.
 - (11) Statistics Canada, *Lone-parent Families in Canada*. op. cit..
 - (12) Leo Davids, "The Lone-Parent Family in Canada: The Quantative 1985 Backgrounds." In B. Schlesinger(ed.), *The One Parent Family in the 1980s*. University of Toronto Press: Toronto, 1985. わが国でも近年「女性世帯」「母子世帯」「シングル・マザー」への関心が高まってきており、それと並行して「貧困の女性化」が問題として顕在化してきている。中田照子・杉本貴代栄・森田明美『日米のシングル・マザーたち——生活と福祉のフェミニスト調査報告——』ミネルヴァ書房、1997年。
 - (13) Anne-Marie Ambert, "Custodial Parents: Review and Longitudinal Study." In B. Schlesinger(ed.), op. cit..
 - (14) Vanier Institute of the Family, *Canadian Families*, Vanier Institute of the Family: Ottawa, 1994, p. 10.
 - (15) Victor W. Marshall (ed.), *Aging in Canada: Social Perspectives*. Fitznerly & Whiteside: Richmond Hill, Ontario, 1987 (Second edition).
 - (16) Statistics Canada, *The Family in Canada: Selected Highlights*, op. cit., pp. 14-17.
 - (17) Statistics Canada, *The Daily*, July 9, 1987. Ministry of Supply and Services Canada: Ottawa.
 - (18) 福島瑞穂『結婚と家族——新しい関係に向けて』岩波書店、1992年。
 - (19) 二宮周平『事実婚を考える』日本評論社、1991年。ヨーロッパ諸国における事実婚の比較研究としては次の文献が極めて興味深いデータを提供している。Christopher Prinz, *Cohabiting, Married, or Single*. Avebury: Aldershot, 1995.
 - (20) Monica Boyd, *Canadian Attitudes Towards Women: Thirty Years of Change*. Supply and Services for Labour Canada: Ottawa, 1984, pp. 11-12.
 - (21) Statistics Canada, *The Family in Canada: Selected Highlights*, op. cit., p. 24.
 - (22) The Vanier Institute of the Family, "Work and Family: The balancing act of the '90s," *Transition*, Vol. 23, No. 2.(June, 1993).
 - (23) Statistics Canada, *Marriage and Divorces, Vital Statistics*, op. cit., Table 10, p. 16.
 - (24) John F. Peters, "Divorce and Remarriage." op. cit., pp. 225-226.
 - (25) E. G. Vischer and J. S. Vischer, *Step-families: A Guide to Working with Stepparents and*

- Stepchildren*. Bruner/Mazel: New York, 1979.
- (26) L. Duberman, "Step-Kin Relationship." *Journal of Marriage and the Family*, No. 35, 1973, pp. 283-292.
- (27) E. M. Hetherington, "Family Relations Six Years After Divorce." In K. Pasley and M. Ihinger-Tallman (ed.), *Remarriage and Stepparenting: Current Research and Theory*. Guilford Press: New York, 1987, pp. 185-205.
- (28) 野々山久也「家族新時代への胎動」(野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編著『いま家族に何が起きているのか』ミネルヴァ書房、1996年、p.294)。わが国の家族社会学者のあいだでも近年ようやく家族概念の再定義の試みがはじまっているが、カナダではM・ベーカーが比較的早くから家族の再定義に取り組んでいる。ベーカーはカナダ人の10%が非婚であり、既婚者の15%が子供を産まず、多くの配偶者たちが別居しているという事実にもかかわらず、ほとんどの家族研究が依然として核家族に焦点を当てていると指摘している。Maureen Baker (ed.), *Families: Changing Trends in Canada*. (second edition). McGraw-Hill Ryerson Ltd.: Toronto, 1990.
- (29) "The Family: Tradition under Siege", *Maclean's*, June 20, 1994, pp. 30-37.
- (30) カナダにおける家庭内での暴力に関する本格的研究としては次の文献があげられる。Barbara Pressman, *Family Violence: Origins and Treatments*. The City of Guelph Children's Aid Society and Family Counselling Services and the University of Guelph: Guelph, Ontario, 1984. 幼児虐待や夫による妻への暴力に心理学と社会学の視点からアプローチし、その原因の理論的解明を試みたものとしては次の論文が参考になる。Janice Drakich and Connie Guberman, "Violence in the Family." In John F. Peters and others, *Family Matters: Sociology and Contemporary Canadian Families*. Nelson Canada: Scarborough, Ontario, 1988, pp.201-235. 現在カナダにおいて幼児虐待や家庭内での暴力に対してなされている具体的な取組みや対策について紹介したものとしては次の論文がある。The Vanier Institute of the Family, "Stopping Family Violence—Steps along the Road." *Transition*, Vol. 25, No. 3. (September, 1995)
- (31) アンガス・リード (Angus Reid) 社が1994年の国際家族年にカナダの成人2,051人を対象に実施した世論調査によると、回答者の63%が「カナダの家族は現在危機に瀕している」と感じているが、その一方で61%が「自分たちの家族生活に全体的に満足している」と答えている ("An Angus Reid Poll: The Enduring Strength of Family Life," *Maclean's*, June 20, 1994, pp. 30-37.).
- (32) 近年におけるカナダの家族の変動について概観し、家族の再定義を試みたものとしては、ヴァニアー家族研究所 (Vanier Institute of the Family) とカナダ統計局 (Statistics Canada) の次の刊行物がきわめて要領よくまとめられている。The Vanier Institute of the Family, "25 Years of Families." *Transition*, Vol. 20, No. 3. (September, 1990). The Vanier Institute of the Family, "Definitions of Family: What's It to Me?" *Transition*, Vol. 22, No. 1. (March, 1992). Vanier Institute of the Family, *Canadian Families in Transition: The Implications and Challenges of Change*. Ottawa, 1992. Statistics Canada, *Families: Number, Type and Structure*. July, 1992. Minister of Industry, Science and Technology: Ottawa. (Cat. No. 93-312). M・ベーカーは新しい家族の定義に基づいた家族政策の国際比較をおこなっている。Maureen Baker, *Canadian Family Policies: Cross-National Comparisons*. University of Toronto Press: Toronto, Ontario, 1995. カナダ統計局 (Statistics Canada) は1995年にカナダの州別の世帯と家族の形態について人口統計学的データにもとづいた未来予測 (1994年から2016年までの) を発表している。Statistics Canada, *Projections of Households and Families for Canada, Provinces and Territories: 1994-2016*. October 1995. Minister of Industry: Ottawa. (Cat. No. 91-522).